

FMCだより

8
2011

8月、夏本番ですね。今年は日本中が節電を意識した夏になっていますが、貴社ではどんな節電に取り組んでいらっしゃいますか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL：0282-27-8833／FAX：0282-27-8830

何としても成立を 平成23年度税制改正

長らく滞っていた平成23年度税制改正ですが、当初法案として提出されていた改正案を、何としても6月中に成立させたい法案とそうでない法案とに2分割し、それぞれ6月10日に国会へ提出されました。

国税は、6月中に成立させたい法案を「現下の厳しい経済情勢及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」とし、それ以外の法案を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（所得税法等の一部を改正する法律案中修正）」と名付けています。地方税もほぼ同様に2分割させて同日に国会へ提出されました。そして「現下の～法律案」は6月22日に可決・成立しました。

6月22日に成立した改正とは？

今回成立した国税の法案のうち、重要項目と思しきものを次に掲げました。

- ◇中小法人に対する税率軽減の継続（本則22%→18%）
- ◇雇用促進税制等政策税制の拡充
- ◇寄付金税制の拡充
- ◇年金所得者の申告不要制度の創設
- ◇上場株式等の配当・譲渡所得の軽減税率の延長
- ◇消費税の免税事業者要件の見直し
- ◇消費税の仕入税額控除に関する95%ルールの見直し
- ◇住宅取得等資金の贈与に住宅取得に先行して取得する土地が追加
- ◇罰則の強化

ご覧いただいております通り、当初の改正法案で話題となった「給与所得控除の上限設定」や「法人税率の引下げ」、「減価償却制度などの課税ベースの拡大」、「相続税の基礎控除の引下げ」などは、この法案に記載がされていません。ほとんどが別の“経済社会の構造～”の法案に記載されています。つまり、影響が大きく協議の必要性が高い法案は先送りしつつ、必要最低限の改正をまずはしておきたい、という意図といえるでしょう。ただし、話題となったこれら法案も決して改正をあきらめたわけではなく、今後も協議を重ねて検討していく、というかたちであることに変わりありません。

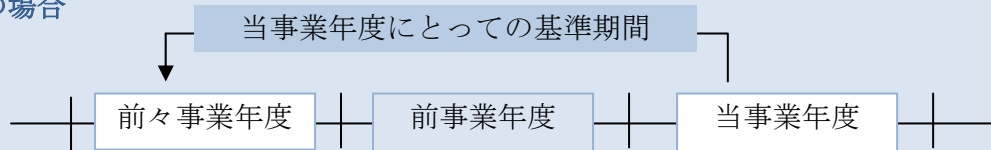
ところで、今回は上記項目のうち、「消費税の免税事業者要件の見直し」について、お届けしたいと思います。

消費税の免税事業者要件の見直し

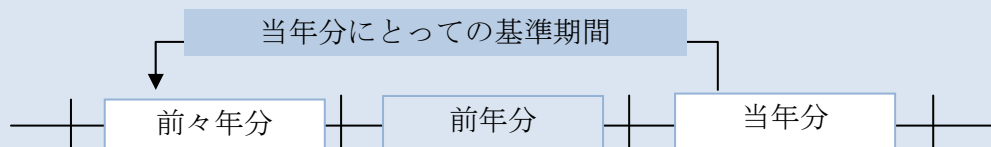
消費税は、原則、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば、消費税を納めなくてもよい、免税制度が設けられています。この場合における基準期間とは、基本的に法人は前々事業年度を指し、個人事業者は前々年を指します。

基準期間の課税売上高

◆法人の場合



◆個人事業者の場合



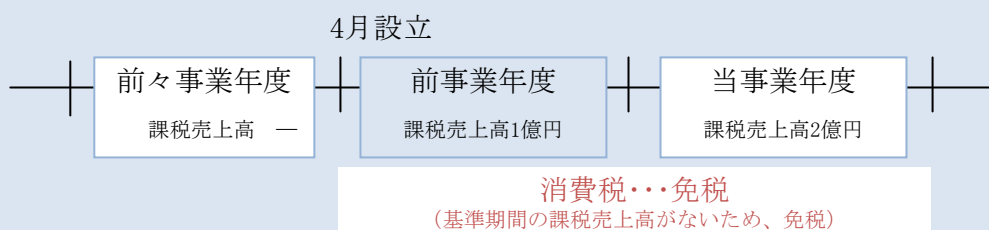
これが今回の改正により、たとえ基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えてしまう場合には、免税制度が使えなくなり、消費税を納めなければなりません。（課税売上高の金額に代えて給与等の支払合計額を代用することもできます。）

この場合の特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の**前年1月1日から6月30日までの間**をいい、法人の場合には、基本的に**前事業年度開始の日以後6ヶ月**（前事業年度が7ヶ月以下である場合は前々事業年度開始の日以後6ヶ月）の期間をいいます。

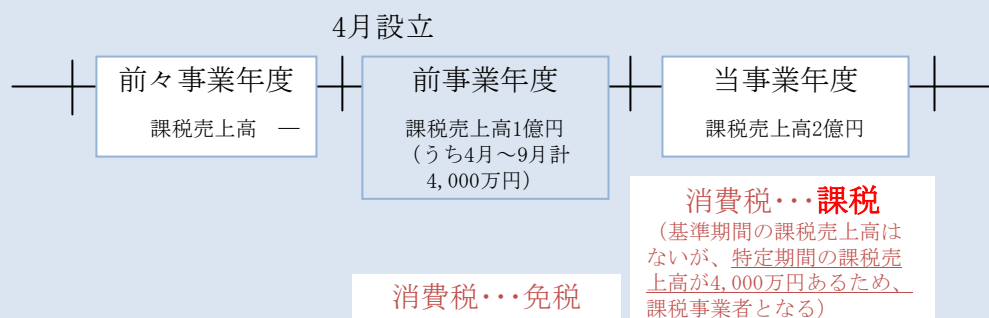
つまり、今まで、個人事業を開始した場合は2年、資本金1,000万円に満たない法人を設立した場合には2事業年度は消費税が免税となるのが常識でした。これが、今後は常識ではなくなる点に注意しなければなりません。

設例（資本金300万円の法人を前事業年度4月に設立、3月決算法人）

◇改正前



◆改正後



この改正は、個人事業者にあっては平成25年1月1日以後に開始するその年、法人にあっては平成25年1月1日以後に開始するその事業年度からそれぞれ適用されます。当初の法案では平成24年4月1日以後であったことから、多少の開始延長がなされていますので、適用開始時期に注意が必要です。



労務情報

求められる熱中症予防対策

厚生労働省が発表した「職場における熱中症による死亡災害発生状況（平成22年）」によると、昨年の職場での熱中症による死亡者数は47人（前年比39人増）となり、熱中症と分類して統計を取り始めた平成9年以降、最多となりました。今夏については夏場の電力需給対策に基づき、職場での節電が求められていることもあり、より一層、熱中症の予防対策を行う必要があります。そこで今回は、企業における熱中症予防対策のポイントについて解説しましょう。

1. 熱中症とは

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分および塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、具体的には以下のような症状が現れます。

めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温

2. 熱中症予防対策のチェックポイント

職場の熱中症予防対策ができているか、まずは以下のチェックポイントを点検してみましょう。

- ☐ WBGT値を知っていますか？
- ☐ WBGT値の低減に努めていますか？
- ☐ 休憩場所を整備していますか？
- ☐ 高温多湿作業場所などで、連続作業時間の短縮を図っていますか？
- ☐ 高温多湿作業場所に従業員を就かせる際に、順化期間を設けていますか？
- ☐ 自覚症状の有無に関わらず、従業員に水・塩分を摂取させていますか？
- ☐ 従業員に透湿性・通気性の良い服装や帽子を着用させていますか？
- ☐ 作業中の巡視を行っていますか？
- ☐ 健康診断結果に基づき、就業場所の変更・作業転換などの措置を講じていますか？
- ☐ 日常の健康管理について、労働者に指導していますか？
- ☐ 作業開始前・作業中に、労働者の健康状態を確認していますか？
- ☐ 体温計などを常備し、必要に応じて身体の状態を確認できるようにしていますか？
- ☐ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？
- ☐ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成し、関係者に周知していますか？
- ☐ 熱中症を疑わせる症状が現れた場合の救急処置を知っていますか？

上記のチェックポイントに登場しているWBGT値とは、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のことをいい、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を使って計算されます。簡易なWBGT測定機器も市販されており、作業場所で測定することができます。

熱中症予防対策のひとつとして、このWBGT値を活用することが望まれており、詳細は厚生労働省発行のパンフレット「熱中症を防ごう！」で確認することができます。また、インターネット上にWBGT予報値や熱中症予報などの情報が提供されていることから、これらを利用して対策を行っていきましょう。

【参考】 環境省「熱中症予防対策サイト」<http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>





経営情報

訪日外国人旅行客の 国籍別消費傾向

外国人観光客をターゲットとしたビジネスが各地で行われていますが、一口に外国人観光客といっても、アジアや欧米など、国や地域によってその消費傾向は異なるはずです。そこで、平成23年3月に観光庁のまとめた調査結果（※）から、訪日外国人1人当たりの日本での消費額をみていきます。

外国人の旅行でのお金のかけ方

上記調査結果から主な国籍別の訪日外国人1人当たりの日本での旅行支出額をまとめると、右表の通りです。

旅行支出総額では、フランスが最も多くなっています。

その他、項目ごとの特徴は以下の通りです。

平成22年国籍別費目別旅行支出額（単位：円／人）

国籍	旅行支出 総額	宿泊費	飲食費	交通費	娯楽 サービス費	買物代	その他
フランス	232,668	68,560	52,254	32,448	12,711	65,324	1,371
ロシア	223,052	58,311	49,359	33,226	11,839	68,413	1,904
インド	177,315	90,021	37,288	21,011	2,976	22,856	3,164
中国	176,784	36,543	25,393	10,338	12,601	86,752	5,157
オーストラリア	169,445	64,360	35,898	22,132	5,495	33,124	8,437
シンガポール	164,937	53,772	30,782	14,944	11,733	52,839	867
英国	160,603	78,551	32,373	18,073	5,475	25,038	1,094
ドイツ	160,505	64,596	34,728	23,203	5,468	30,992	1,517
米国	159,414	61,851	36,353	23,161	6,580	30,036	1,432
タイ	143,424	40,542	33,455	14,816	3,824	47,186	3,600
マレーシア	131,075	49,501	24,029	14,296	4,497	37,966	785
カナダ	124,316	50,213	26,811	18,451	3,554	24,992	296
香港	116,582	31,575	25,080	10,541	4,580	43,956	850
台湾	103,888	26,700	18,584	7,529	6,424	39,129	5,521
韓国	80,875	27,565	18,163	9,456	3,739	20,458	1,494
その他	195,512	72,093	44,663	28,687	8,554	38,570	2,946
全国籍	133,426	41,659	26,598	14,120	6,803	41,273	2,973

観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成

○宿泊費

インドが9万円で最も多くなっています。次いで、英国、フランス、ドイツの順になっています。旅行支出総額に占める宿泊費の割合は平均で30%程度ですが、インドと英国は約50%を占めています。

○飲食費

フランスが最も多く、5万円を超える金額になっています。次いでロシア、インド、米国の順です。旅行支出総額に占める飲食費の割合は概ね20%程度で、突出した割合のところはありません。

○交通費

ロシアとフランスが3万円を超えています。次いで、ドイツ、米国、オーストラリアの順になりました。旅行支出総額に占める交通費の割合は平均で10%程度ですが、ロシア、ドイツ、米国が約15%ある一方、中国は約6%と最も低くなっています。

○娯楽サービス費

フランスが最も多く、次いで中国、ロシア、シンガポールの順になっています。ここまでする1万円を超える額になっています。旅行支出総額に占める娯楽サービス費の割合は平均で5%程度ですが、中国は約7%と最も高くなっています。

○買物代

中国が最も多く8万円を超える消費額になっています。次いでロシア、フランス、シンガポールの順で、ここまでする5万円を超えています。旅行支出総額に占める買物代の割合は平均で約30%ですが、中国は約50%を占めています。



東日本大震災の影響で外国人観光客が減少しています。その状況について、6月3日発行の国土交通省メールマガジンによれば、『本年4月の訪日外国人の数は前年同月比63%減の29万6千人、4月の訪日旅行者が30万人を割り込んだのは、なんと21年ぶりとなります。』と伝えています。外国人観光客の消費を見込んでいた地域や企業等にとっては大きな痛手ですが、今後の対策を検討する上で、こうしたデータもヒントになるかもしれません。

（※）訪日外国人消費動向調査

トランジット、乗員、1年以上の滞在者等を除く日本を出国する訪日外国人客、年間26,000人（四半期毎6,500人）を対象にした標本調査です。詳細は以下の観光庁のサイトで確認することができます。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/syouthityousa.html>



医業情報

職員さんが他の施設で働きたいと考える理由

今年3月に厚生労働省から発表された調査（※）によると、調査対象の看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）として働いている方のうち、17.2%が、他の施設で看護職員として働きたいと回答しています。では、その理由は何なのでしょう。

隣の芝生は青い？

現在の施設ではなく他の施設で看護職員として働きたい理由で一番多かったのは、「他施設への興味」でした。次が「給与に不満があるため」で、30%以上の方が理由に挙げています。さらに、「休暇がとれない・とりづらい」、「超過勤務が多いため」も20%以上の方が理由に挙げています。

今の施設に不満があるから他の施設に興味が出てきて、その不満が給与や休暇など、ということなのでしょう。

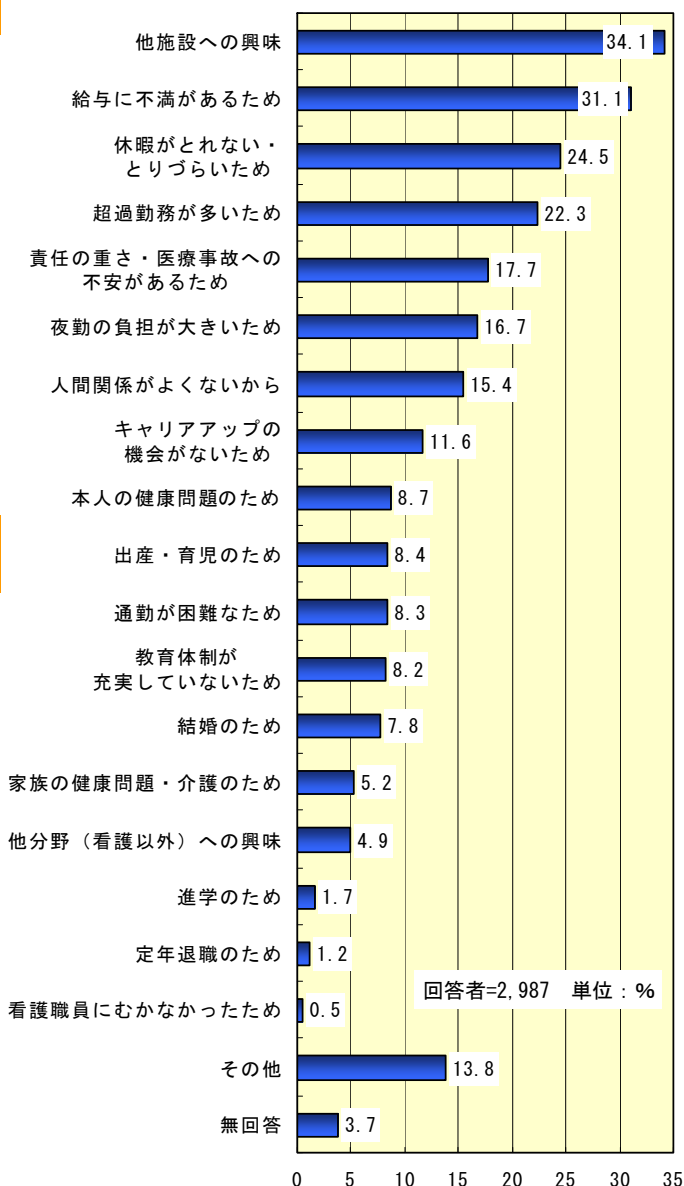
給与や休暇の不満はなくなる？

給与や休暇は、金額や日数が少ないと不満を感じるものです。昇給や休暇の増加などにより、一端は不満が解消されたとしても、その状態がしばらく続くと、また不満を感じ始めることが多くなります。つまり、完全に解消することは非常に難しいといえます。

となると、他の部分で職員さんの満足度を高めることで、自施設で働き続けてもらう必要があります。例えば、達成感を持たせる、認めてあげる、責任を持たせる、など、心の部分での満足度を高め、職員さんに自施設での働き甲斐を感じさせる方法があります。

他の施設で働きたい理由は、自施設の改善の視点としても役立ちます。自施設を振り返るための材料としても、ご利用ください。

他施設で看護職員として働きたい理由（主な理由3つまで）



厚生労働省「看護職員就業状況等実態調査結果」より作成

（※）厚生労働省「看護職員就業状況等実態調査結果」

保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を有する者を対象に、平成22年8月から平成23年1月にかけて実施された調査。各都道府県を通じて、看護師等学校養成所の卒業生に対して質問紙調査を実施。20歳代から50歳代までを同数抽出。調査対象数39,134人、有効回答数 20,388人、うち、看護職員として就業している人は17,384人となっています。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017cjh.html>

8月は、夏期休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールの確認をし、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

2011年8月

お仕事備忘録

- 1. 個人事業者の税金の納付
- 2. 8月1日より雇用保険の基本手当日額等が変更
- 3. 随時決定の反映(4月昇給の場合)
- 4. 賞与所得税の納付
- 5. 夏期休暇にまつわる諸業務
- 6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付



1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。
納税に該当する方は資金繰り等を考慮して、納付漏れがないように気をつけましょう。
また、口座引落しの手続きをされている方は、必ず引落日を確認し、引落日に引落せるように資金繰りの調整をしましょう。

- 例
- ・個人事業税(第1期分)
 - ・個人都道府県民税・市町村民税(第2期分)

2. 8月1日より雇用保険の基本手当日額等が変更

8月1日より基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等が変更になります。

3. 随時決定の反映(4月昇給の場合)

随時決定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

4. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に忘れないように納付しましょう。

5. 夏期休暇にまつわる諸業務

今月は、夏期休暇を実施した後の諸業務の再確認をしましょう。

- ◆配達物の扱い 休暇中の郵便物の配達を休止している企業は、一斉に受取る書類が多いので、なくさないように速やかに関係部署あるいは該当者へ配布しましょう。
- ◆社員の勤怠管理 休暇中に事故などで怪我をしていないか、出勤しているかの確認をしましょう。

また、企業によっては来月から衣替えの時期になります。
事業服や作業服などを配布している企業は、在庫の確認をし、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

【お礼状の注意事項】

- ☐なるべく早く送ること
- ☐葉書でも充分
- ☐お礼状は、“出す”ことが肝心
- ☐「ついでにお礼・・・」は厳禁



【お礼状の書式例】

〇〇株式会社
〇〇〇〇様

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度は、結構なお品をご惠贈いただきありがとうございます。書面をもちまして御礼申し上げます。

暑さ厳しき折から、お身体ご自愛下さい。

敬具

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇〇〇



2011.8

夏期休暇がある場合には、夏期休暇分の仕事の段取りを整え、取引先への配達、支払や回収などが滞らないように注意しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	月	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ●所得税の予定納税（第1期分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告）
2	火	先負	
3	水	仏滅	
4	木	大安	
5	金	赤口	
6	土	先勝	
7	日	友引	
8	月	先負	立秋
9	火	仏滅	
10	水	大安	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（7月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	赤口	
12	金	先勝	
13	土	友引	
14	日	先負	
15	月	仏滅	
16	火	大安	
17	水	赤口	
18	木	先勝	
19	金	友引	
20	土	先負	
21	日	仏滅	
22	月	大安	
23	火	赤口	処暑
24	水	先勝	
25	木	友引	
26	金	先負	
27	土	仏滅	
28	日	大安	
29	月	友引	
30	火	先負	
31	水	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納付（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで